

有限会社 久富工務店 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年 6月 23日～ 令和9年 6月 22日までの 3年間

2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1 か月以上の育休取得」を目指し、計画期間内に、育児休業（産後パパ育休を含む）の取得率を 100%とする。

<対策>

- 令和7年6月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討(代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など)・実施
- 令和7年6月～ 育児休業取得者に対する奨励手当制度を導入する
- 令和7年6月～ 育児休業取得者の担当業務について、業務代替者への手当制度を導入する。
- 令和7年6月～ 小学校就学後の子を養育する労働者への措置を導入する

目標2：現場のフルタイム労働者の法定時間外・法定休日労働時間の年度平均を月 25 時間未満とする

<対策>

- 令和7年 6月～ 意識改革のための研修を 1 回実施
- 令和7年 6月～ 業務量の見直し、事務の効率化などの取組実施
- 令和7年 6月～ 社内の問題点の検討及び研修の実施